

入院時の食事療養費の負担額が変わります

入院時食事療養について

当院では、入院時食事療養(I)(厚生労働大臣が定める基準)の届出を基にした食事を提供しています。管理栄養士によって管理された食事を、適時(夕食については午後6時)、適温(保温・保冷配膳使用)で提供しています。

一般(70歳未満)	70歳以上の高齢者	標準負担額(1食あたり)		
		令和7年3月迄	令和7年4月から	
一般 (下記以外)	一般 (下記以外)	490円	510円	
(例外)指定難病患者・小児慢性特定疾病児童等		280円	300円	
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ (※1)	過去1年の入院期間が90日以内	230円	240円
		過去1年の入院期間が90日以上	180円	190円
該当なし	低所得者Ⅰ (※2)		110円	110円

※1 ①世帯全員が住民税非課税であって、「低所得者Ⅰ」以外の方。

※2 ①世帯全員が住民税非課税で、世帯の各所得が必要経費・控除を差し引いた時に0円となる方。あるいは②老齢福祉年金受給者



令和7年4月1日
一般財団法人 大原記念財団
大原総合病院